

豊橋市長期末整備公園見直し計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第11条第2項に規定する公園の都市計画決定の見直しを検討するため、豊橋市長期末整備公園見直し計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画公園の未整備区域の見直し方針の策定に関する重要事項の調査検討及び調整
- (2) 都市計画公園の未整備区域の見直し方針の立案
- (3) その他必要な事項の検討

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 策定会議は、会長が招集する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 策定会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第4条 策定会議のもとに幹事会を設置し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会は次の事項を所掌し、幹事長は策定会議に都市計画公園の未整備区域の見直し方針素案その他必要な資料を提出する。

- (1) 都市計画公園の未整備区域の見直し方針の策定に関する必要事項の調査検討及び調整
- (2) 都市計画公園の未整備区域の見直し方針の素案の作成
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事会は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 策定会議にワーキンググループを設置し、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

2 ワーキンググループは次の事務を所掌し、リーダーは幹事会に必要な資料を提出する。

- (1) 都市計画公園の未整備区域の見直し方針の策定に必要な基礎的な調査研究及び調整
- (2) 都市計画公園の未整備区域の見直し方針の素案の作成
- 3 ワーキンググループは、リーダーが招集し、会務を総理する。
- 4 ワーキンググループは、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 策定会議の事務局は、都市計画部公園緑地課に設置する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年7月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、豊橋市都市計画公園の未整備区域の見直し方針が策定されたときに、その効力を失う。

別表第1

策定会議

役 職	職 名
会長	副市長
副会長	都市計画部長
委員	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	危機管理統括部長
〃	文化・スポーツ部長
〃	こども未来部長
〃	環境部長
〃	建設部長
〃	産業部長
〃	教育部長

別表第2

幹事会

役 職	部局名	職 名
幹事長	都市計画部	公園緑地課長
委員	財務部	財政課長 資産税課長
〃	企画部	政策企画課長
〃	—	防災危機管理課長
〃	文化・スポーツ部	「スポーツのまち」づくり課長 「文化のまち」づくり課長
〃	こども未来部	子育て支援課長
〃	環境部	ゼロカーボンシティ推進課長
〃	建設部	河川課長
〃	産業部	観光プロモーション課長 競輪事務所長
〃	教育部	教育政策課長 生涯学習課長 文化財センター所長
〃	都市計画部	都市計画課長

別表第3

ワーキンググループ

役職	部局名	職名
リーダー	都市計画部	公園緑地課職員
委員	財務部	財政課職員 資産税課職員
〃	企画部	政策企画課職員
〃	—	防災危機管理課職員
〃	文化・スポーツ部	「スポーツのまち」づくり課職員
〃		「文化のまち」づくり課職員
〃	こども未来部	子育て支援課職員
〃	環境部	ゼロカーボンシティ推進課職員
〃	建設部	河川課職員
〃	産業部	観光プロモーション課職員
〃		競輪事務所職員
〃	教育部	教育政策課職員
〃		生涯学習課職員
〃		文化財センター職員
〃	都市計画部	都市計画課職員